みなとみらい２１中央地区20街区ＭＩＣＥ施設整備事業の進捗状況について

1　施設の概要

みなとみらい２１中央地区20街区（約22,000㎡）に、下記の施設整備を進めていきます。

＜整備施設＞

ＭＩＣＥ施設	多目的ホール	約8,000㎡ （ホワイエと合わせて10,000㎡以上）
	会議室	貸室面積約6,500㎡以上（パシフィコ横浜会議センターと同等規模）
	荷捌き駐車場等	大型車30台以上、普通車200台以上 （面積　約14,000㎡を目途とする）
	周辺基盤施設	20街区とパシフィコ横浜の接続デッキ等
民間収益施設		ホテルを含む、ＭＩＣＥ機能を補完する機能（民間事業として実施）

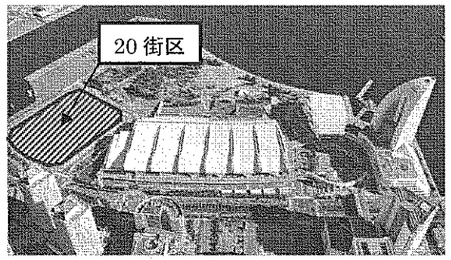

＜整備効果＞

・国際会議等の増加による国内外からの来街者の増加
・市内消費の拡大（経済波及効果）
・国際会議等に参加する研究者等との交流や、最先端の技術や情報に接する機会の創出（社会的波及効果）など

これらにより、国際的なＭＩＣＥ拠点都市として地位を確立し、都市の競争力・ブランド力の向上を目指します。

2　事業手法の概要

ＭＩＣＥ施設の設計・建設・維持管理等に関する事業（以下「ＰＦＩ事業①」という）と、ＭＩＣＥ施設の運営等に関する事業（以下「ＰＦＩ事業②」という）の両方をＰＦＩ法に基づく事業として実施していきます。

（1）ＰＦＩ事業①（ＭＩＣＥ施設の設計、建設、維持管理等）

ＰＦＩ事業のＢＴＯ方式*（Build－Transfer－Operate）

＊ＢＴＯ方式・・・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を設計・建設した後、その所有権を市に移管した上で、民間事業者が維持管理を行う方式。

民間収益施設

ＰＦＩ事業①と一体で民間収益事業者を選定します。

事業者は市から土地を定期借地又は購入し、ホテル等の施設を整備・運営します。

（2）ＰＦＩ事業②（ＭＩＣＥ施設の運営等）

ＰＦＩ事業のコンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を市に残したまま、公共施設等の運営権を民間に設定し、運営を民間事業者が行うスキーム

（既存MICE施設との一体運用を考慮し、パシフィコ横浜を想定）

＜事業スキームイメージ図＞

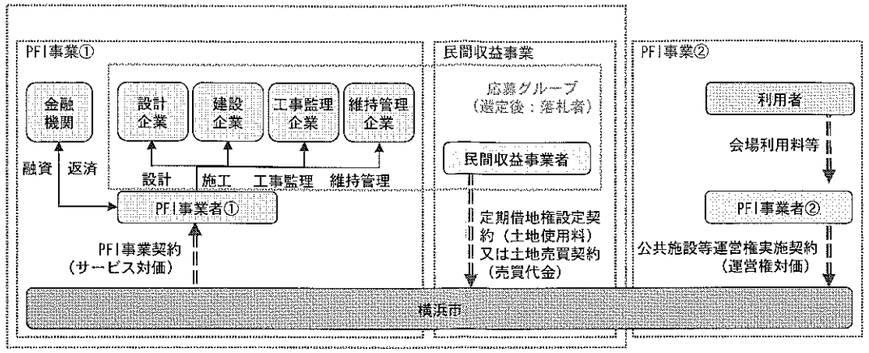

3　ＰＦＩ事業①の概要

（1）業務範囲：施設の設計、建設、工事監理、維持管理・大規模修繕等
（2）事業期間：事業契約の締結日から平成52年3月末日まで
（3）予定価格：37,828,208千円
（4）契約手続：平成26年12月　債務負担行為設定
平成27年1月6日　入札公告
6月29日　提案書受付
8月末　落札者の決定・公表
10月　事業契約の仮契約締結
12月　事業契約に係る議案提出

4　ＰＦＩ事業②の概要

（1）業務範囲：ＭＩＣＥ施設の運営等
（2）事業期間：平成32年4月（予定）～平成52年3月末日まで
（3）契約手続：平成26年12月　「コンベンション施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」制定
平成28年1月　特定事業の選定*・公表
9月　公共施設等運営権実施契約（停止条件付）議案提出

＊特定事業の選定・・・当該事業がＰＦＩ事業として事業を選定する手続き。

5　事業スケジュール

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までに、施設の供用を開始します。